

平成 20 年 9 月 1 日

投資信託取扱ファンドの追加について

足利銀行（頭取 藤沢 智）は、お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えするため、平成 20 年 9 月 8 日（月）より、期間限定で新たに 2 タイプの条件付元本確保型投資信託を取扱いいたします。

今後もお客さまのニーズにお応えするため、品揃えの充実をはかってまいります。
記

1. 期間限定募集ファンド

ファンド名	条件付株価参照ファンド 08-09/40 型 【愛称：プリミエロ 2/40 型】	条件付株価参照ファンド 08-09/20 型 【愛称：プリミエロ 3/20 型】
商品分類	単位型株式投資信託	
募集期間	平成 20 年 9 月 8 日（月）～平成 20 年 9 月 26 日（金）	
特 徴	・ 日経平均株価の水準によって、約1年後、または約1年半後にファンドが元本を確保して繰上償還する条件があります。 【条件①】1年後の第1株価判定日（平成21年9月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上であれば元本を確保して繰上償還。 【条件②】1年後に繰上償還されなくても、半年間の株価判定期間（平成21年9月30日～平成22年3月29日）中の日経平均株価の終値が一度もノックイン水準まで下落していなければ1年半後に元本を確保して繰上償還。 または 第2株価判定日（平成22年3月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上であれば、元本を確保して繰上償還。 ・ いずれの償還条件も満たさない場合、ファンドは投資対象を日経 225 マザーファンド等に切り替え、日経平均株価に連動する投資成果を目指します（平成 25 年 10 月 15 日まで）。 ・ 日経平均株価の水準にかかわらず、当初約1年後、および約1年半後の決算日には、原則として、目標分配金をお支払いします。	
目標分配金の水準	(1 万口当たり/税引き前) 約 1 年後 400 円程度 約 1 年半後 25 円程度	(1 万口当たり/税引き前) 約 1 年後 754 円程度 約 1 年半後 25 円程度
ノックイン水準	スタート株価に対し 40%以上の下落	スタート株価に対し 20%以上の下落
投信会社	三菱UFJ 投信(株)	

2. 取扱店

当行本支店

※一部お取扱いできない店舗があります。

以 上

商品の詳細につきましては、次ページに記載しております。



当ファンドにおける元本確保とは、所定の条件（本資料P3－4の償還条件①、償還条件②をご参照ください。）に該当する場合に、繰上償還時点で元本を確保する仕組みを現時点においては有していることをいいます。したがって、**償還条件①および償還条件②のいずれにも該当しない場合は、元本は確保されません。**預金等の元本保証商品とは異なり、当ファンドの場合、換金した場合や上記条件に該当することなく日経平均株価連動型のファンドとして運用を継続した場合、また、ユーロ円債の発行体の信用状況に変化があった場合等には、元本割れする可能性があります。**当ファンドは、当初約1年半の間は、換金に制限があります。詳しくは、P5をご確認ください。**

- ・投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元金保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- ・クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんので「**ご留意ください。**」
- ・投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- ・投資信託は、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

【申込期間】平成20年9月8日(月)～平成20年9月26日(金) 【設定日】平成20年9月29日(月)

お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは

足利銀行

商号等 株式会社 足利銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号
加入協会 日本証券業協会

設定・運用は

三菱UFJ投信

三菱UFJ投信 オリジナルキャラクター ©kero

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会（社）投資信託協会、（社）日本証券投資顧問業協会

お客様専用フリーダイヤル **0120-151034** 受付時間／9:00～17:00
（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

ホームページアドレス **http://www.am.mufg.jp/**

- 販売用資料

有価証券届出書の効力発生前に
ご覧いただく資料です。
使用期間：平成20年8月22日から
平成20年9月5日まで
- お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- 申 込 期 間 平成20年9月8日から平成20年9月26日まで。当該期間終了後の募集は行いません。
 - 申 込 単 位 10万口以上1万口単位または10万円以上1円単位
 - 申 込 価 額 1口当たり1円
 - 換 金 の 受 付 （平成22年4月14日まで）
原則として、換金請求受付日（平成21年1月14日から平成22年4月14日までの毎年1月、4月、7月、10月の各14日。ただし、当該日が休業日のときは、当該日の翌営業日とします。）に限り当該換金請求受付日から起算して6営業日前から当該換金請求受付日までの間に申し出ることにより換金可能となります。くわしくは、当資料P5の換金についてご確認ください。
※特別の事由がある場合、平成20年10月14日から平成22年3月29日までの期間において解約を請求することができます（買取はできません）。ただし、ロンドン証券取引所の休業日およびロンドンの銀行の休業日は解約の請求はできません。
※受付時間は、原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までです。
※換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して7営業日目に降となります。ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする場合の換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日目に降となります。
（平成22年4月15日以降）
原則として、いつでも換金の請求ができます。（受付時間は、原則、毎営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までです。）
換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日目に降となります。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金請求については正午（半日営業日は午前10時）までをお願いいたします。
委託会社は、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
 - 換 金 単 位 販売会社が定める単位とします。くわしくは、取扱い窓口にお問合せください。
 - 換 金 価 額 （平成22年4月14日まで）
換金請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする場合の換金価額は、換金請求受付日の基準価額となります。
（平成22年4月15日以降）
換金請求受付日の基準価額
 - 信 託 期 間 平成20年9月29日から平成25年10月15日まで
投資する債券の発行体の信用状況の変化、急激な市場環境の変化等により、委託会社の判断でファンドの設定を中止することがあります。また、信託約款の規定に基づき、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
 - 決算および分配 原則として、年2回の決算時（平成21年10月14日以降の4月14日および10月14日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づき分配を行います。
※ただし、第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。平成22年4月15日以降の分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - お客さまの負担となる費用

①申込時に直接負担いただく費用	
申込手数料	申込価額×1.575％（税抜 1.5％） 申込手数料は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
②換金時に直接負担いただく費用	
信託財産留保額	（平成22年4月14日まで） 1万口当たり50円 ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする換金の場合には信託財産留保額のご負担はありません。 （平成22年4月15日以降） なし
③償還時に直接負担いただく費用	なし
④保有期間中にファンドが負担する費用（間接的に負担いただく費用）	
信託報酬	（平成20年9月29日から平成22年4月14日まで）元本総額の年0.4515％（税抜 年0.43％） （平成22年4月15日以降）純資産総額の年0.4515％（税抜 年0.43％） 信託報酬は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
その他の費用	上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等を負担しております。 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込代金や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 課 税 関 係 原則として、収益分配金ならびに換金（解約）時および償還時の元本超過額に対して課税されます。
なお、個人受益者については、平成21年1月1日以降は、収益分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

委託会社（信託財産の運用の指図等） 三菱UFJ投信株式会社

受託会社（信託財産の保管・管理等） 三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社（募集・換金の取扱い等） 株式会社足利銀行他
上記以外の販売会社については、表紙に記載の三菱UFJ投信の照会先でご確認いただけます。

*メール配信は設定日より開始します。
*メール配信対象外ファンドもあります。

- 当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年8月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。したがって、記載内容については、今後修正されることがあります。

ファンドの特色

特色
1

当初約1年半は、主に特定のユーロ円債^(注1)に投資します。

特定のユーロ円債は、日経平均株価(日経225)の値動きによって償還時期や償還額が決定される債券です。ユーロ円債は可能な限り高位に組み入れ、銘柄入替は原則として行いません。

特色
2

日経平均株価の水準によって、約1年後、または約1年半後にファンドが元本を確保して繰上償還する条件(償還条件①、②)があります。

特色
3

いずれの償還条件も満たさない場合、ファンドは投資対象を日経225マザーファンド等に切り替え、日経平均株価に連動する投資成果をめざします(平成25年10月15日まで)。

ただし、切り替え後に基準価額が10,300円以上になった場合は、速やかに繰上償還します。

*ユーロ円債は、元本を下回る水準で償還されるため、投資対象が切り替わる時点では元本割れのおそれが非常に高くなります。また、その後の基準価額は日経平均株価の下落の影響を受けて投資元金を割り込むことがあります。

特色
4

日経平均株価の水準にかかわらず、当初約1年後、および約1年半後の決算日には、原則として、目標分配金をお支払いします。

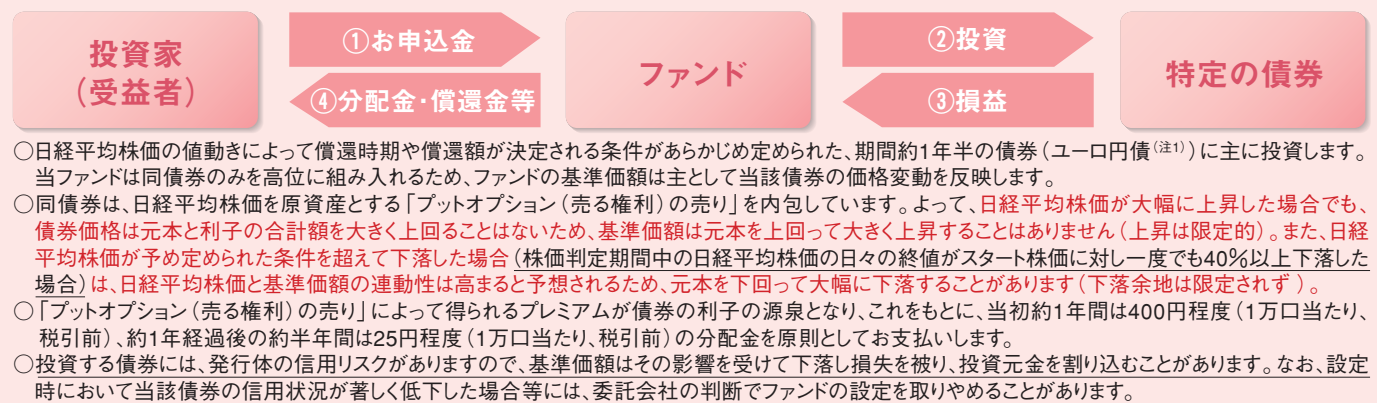
約1年半経過以降の分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、P6の「当ファンドの主なリスク」をご参照ください。

ファンドの運用の仕組み

当初約1年半の間



「プットオプション(売る権利)の売り」とは?

「プットオプション(売る権利)の売り」とは、対象となる資産の価格が一定額以上下落しない場合に利益を得ることができる取引です。ただし、プットオプションを売却した人は、対象となる資産が一定以上上昇した場合でも、プットオプションの売却価格以上の利益を得ることはできません。また、対象となる資産の価格が一定以上下落した場合は、損失を被り、その下値に限度はありません。イメージ図は投資信託説明書(交付目論見書)P8をご参照ください。

約1年半経過以降



わが国の株式、日経225マザーファンドおよび有価証券指数等先物取引等を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)と連動する投資成果をめざして運用を行います。したがって、基準価額は株式の価格・日経平均株価の下落の影響を受けて下落し損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

[対象指数からのカイ離に関する留意事項]

当該期間において、当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動することをめざして運用を行います。以下の要因等によりカイ離が生じることがあります。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること。

分配金について

当初約1年間は1万口当たり(税引前)400円程度(年率換算で3.8%程度)^(注2)、約1年経過以降の約半年間は1万口当たり(税引前)25円程度(年率換算で0.5%程度)^(注2)の目標分配金をお支払いします。ただし、第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。



(注2) 目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。目標分配率は、各期の分配金を年換算(小数点第2位以下を四捨五入)したものです。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

*当初約1年半の間の各決算日に分配される目標分配金は、原則として、投資した債券から受け取る利子等収益よりお支払いします。
*表示されている目標分配率および目標分配金は現時点において目標としている運用成果であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
*投資した債券の発行体の信用状況の変化等によって、分配金をお支払いできない場合もあります。
*第1期決算日または第2期決算日に繰上償還となった場合、同日の分配金は償還金の一部としてお支払いします。

(注1) 投資する特定のユーロ円債について

☆日経平均株価の変化率に応じてその償還額が決定され、かつ償還額の上限が限定されているユーロ円債です。

☆投資する債券は、ドイツ銀行AGのロンドン支店で発行されるユーロ円債で、ドイツ銀行AGの債務です。

☆ドイツ銀行AGの長期格付は、AA-格(※1)です。(平成20年8月1日現在)

☆ドイツ銀行AGは、総資産約336兆6,710億円、従業員数78,291名を有するドイツ銀行グループの中核会社で、ドイツ最大のユニバーサルバンクです。(平成19年12月末現在)

(※1) 当該格付は、S&P社、Moody's社のうち低い格付を表示しています。

日経平均株価とは...

日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、発表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経平均株価(日経225)に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価(日経225)の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドは、三菱UFJ投信の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディア(※2)は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価(日経225)を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

(※2) 日本経済新聞デジタルメディアは、日本経済新聞社が2007年1月1日付けで、会社分割により設立した100%子会社です。日経の電子メディア事業のほか、日経平均株価など指数の運営を引継いでいます。

ファンドが元本を確保し繰上償還する条件（ユーロ円債の償還条件） ～当初約1年半～

当初約1年半：平成20年9月29日～平成22年4月14日

■日経平均株価の水準によって、約1年後、または約1年半後に、ファンドが原則として元本確保の上、繰上償還する条件があります。

償還条件①

第1株価判定日（平成21年9月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上

または

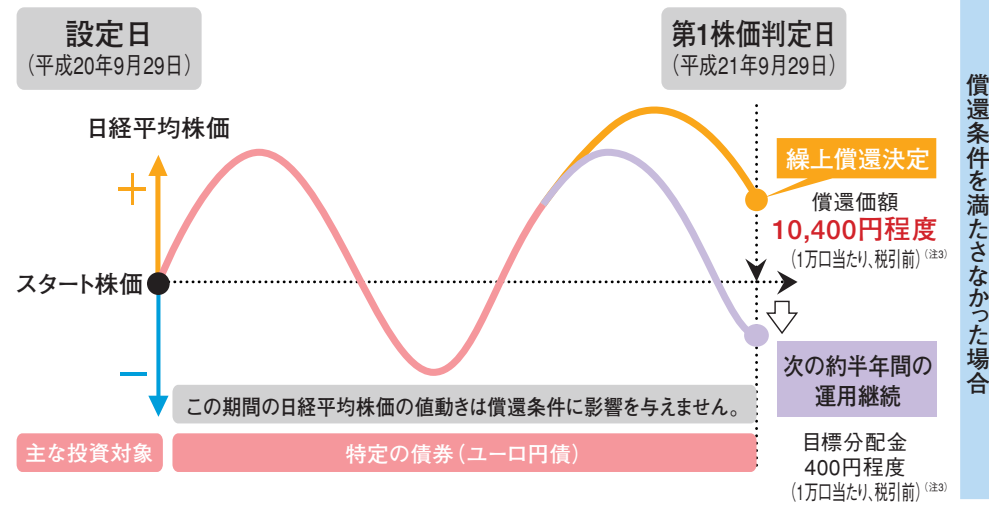
償還条件②

株価判定期間（平成21年9月30日～平成22年3月29日）中の日々の日経平均株価の終値がスタート株価に対し、一度も40%以上下落しない
または
第2株価判定日（平成22年3月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上

◎上記のいずれの条件も満たさない場合、ファンドは投資対象を日経225マザーファンド等に切り替え、日経平均株価に連動する投資成果をめざします。→

償還条件①

当初約1年



*第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。

用語解説

- 「スタート株価」
平成20年9月29日から平成20年10月3日までの5営業日の日経平均株価の終値（銭単位）の平均値（銭単位以下切捨て）。
- 「エンド株価」
平成22年3月29日（第2株価判定日）の日経平均株価の終値。
約1年半後までに繰上償還されなかった場合に、日経平均株価と連動する投資成果をめざす運用に移行する際の計算基準のひとつになります。

（注3）償還価額および目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。なお、表示されている償還価額および目標分配金は、現時点において目標としている運用成果です。したがって、将来の運用成果等を保証するものではありません。

○日経平均株価が上昇した場合でも、ユーロ円債の価格の上昇による基準価額の上昇は限定的で、元本を大きく上回ることはありません。○日経平均株価が下落した場合、ユーロ円債が元本を確保して繰上償還される可能性が低下し、ユーロ円債の価格が下落する結果、基準価額は下落余地が限定されず、元本を下回って大幅に下落することがあります。○株価判定期間（平成21年9月30日～平成22年3月29日）中に日経平均株価の終値が一度でもスタート株価に対して40%以上下落した場合、日経平均株価と基準価額の連動性が高まること予想されますので、日経平均株価の下落の影響を直接的に受け、基準価額が大幅に下落することがあります。○基準価額は日経平均株価の予想変動率の変化や市場金利の変動等、日経平均株価の動き以外の要因によっても影響を受けます。○当初約1年半の間は、換金に制限があります。くわしくは、P5の「換金について」をご確認ください。

*当資料中の各図は、当ファンドの仕組みをご理解いただくためのイメージ図です。したがって実際の運用成果を示唆・保証するものではありません。

日経225マザーファンド等での運用 ～約1年半経過後～

約1年半経過後：平成22年4月15日～平成25年10月15日

- 日経平均株価に連動する投資成果をめざし、主に日経225マザーファンド等に投資する運用が満期償還時（平成25年10月15日）まで継続されます。
- 基準価額が10,300円以上になった場合は、ファンドを速やかに繰上償還します。（基準価額、償還価額が10,300円以上となることを示唆・保証するものではありません。）

◎基準価額は日経平均株価の下落の影響を受けて、投資元金を割り込むことがあります。

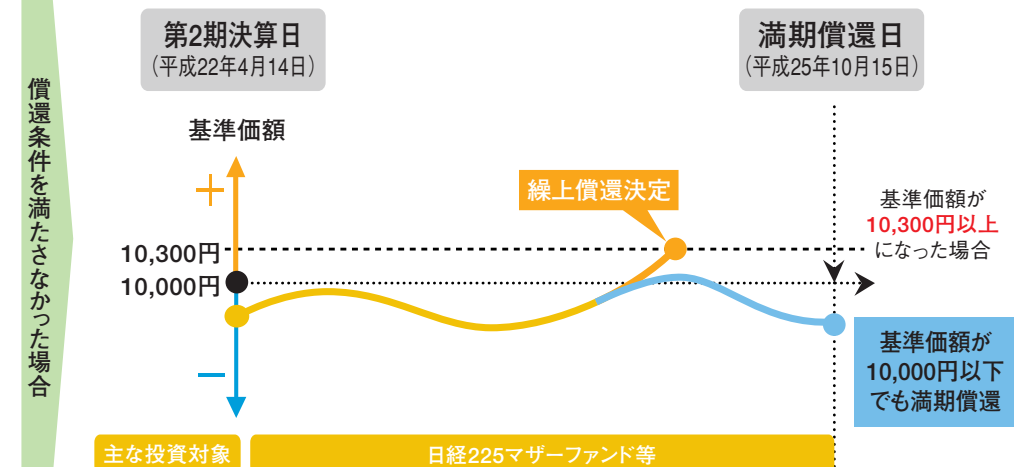
運用開始後約1年半の間で繰上償還しない場合は、約1年半後は元本が確保されません。下記の計算式で計算される基準価額^{（注4）}にて日経平均株価連動型のファンドへ移行します。

$$\text{基準価額} = 10,000\text{円} \times \frac{\text{エンド株価}}{\text{スタート株価}}$$

（目安）

（注4）移行時（平成22年4月14日）の基準価額は上記の計算式が目安となりますが、エンド株価がスタート株価を下回っているため元本割れのおそれが非常に高くなります。

約1年半以降～償還



運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。このため、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なります。市況動向および資金動向等により、記載した内容の運用が行えない場合があります。

換金について

当ファンドは、次のような換金に関する制限がありますので、十分ご留意ください。

①換金可能日

- 当初約1年半（ユーロ円債での運用期間：平成20年9月29日～平成22年4月14日）は換金請求ができる時期に制限があります。この期間は換金請求受付日に限り換金が可能です。

換金請求受付日に換金を行う場合は、換金請求期間（当該換金請求受付日から起算して6営業日前から当該換金請求受付日まで）に申し出るものとします。ただし、株価判定日に繰上償還することを決定した場合は、換金の実行の請求は受け付けません。

中途換金の申込受付期間

換金請求期間	換金請求受付日	換金代金受取日
平成21年 1月 6日（火） ～ 平成21年 1月14日（水）	平成21年 1月14日（水）	平成21年 1月22日（木）
平成21年 4月 7日（火） ～ 平成21年 4月14日（火）	平成21年 4月14日（火）	平成21年 4月22日（水）
平成21年 7月 7日（火） ～ 平成21年 7月14日（火）	平成21年 7月14日（火）	平成21年 7月23日（木）
平成21年10月 6日（火） ～ 平成21年10月14日（水）	平成21年10月14日（水）	平成21年10月22日（木）
平成22年 1月 6日（水） ～ 平成22年 1月14日（木）	平成22年 1月14日（木）	平成22年 1月22日（金）
平成22年 4月 7日（水） ～ 平成22年 4月14日（水）	平成22年 4月14日（水）	平成22年 4月19日（月）

なお、換金請求期間の受付は、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く営業日となります。

- 約1年半経過以降（平成22年4月15日以降）は、原則として、いつでも換金が可能です。

②換金価額

- 当初約1年半 → 換金請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額（1万口当たり50円）
※ただし、平成22年4月14日に換金する場合の換金価額は、換金請求受付日の基準価額となります。
- 約1年半経過以降 → 換金請求受付日の基準価額

③支払開始日

- 当初約1年半 → 原則として、換金請求受付日から起算して7営業日以降
※ただし、平成22年4月14日に換金の場合は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日以降となります。
- 約1年半経過以降 → 原則として、換金請求受付日から起算して4営業日以降

④ご留意いただきたいこと

お客さまが換金される場合は、元本の確保はなく、ファンドの基準価額に基づく換金価額で払い戻されます。ファンドの基準価額は、日経平均株価の値動きや発行体の信用リスク等により日々変動しますので、損失を被り投資元金を割り込むことがあります。

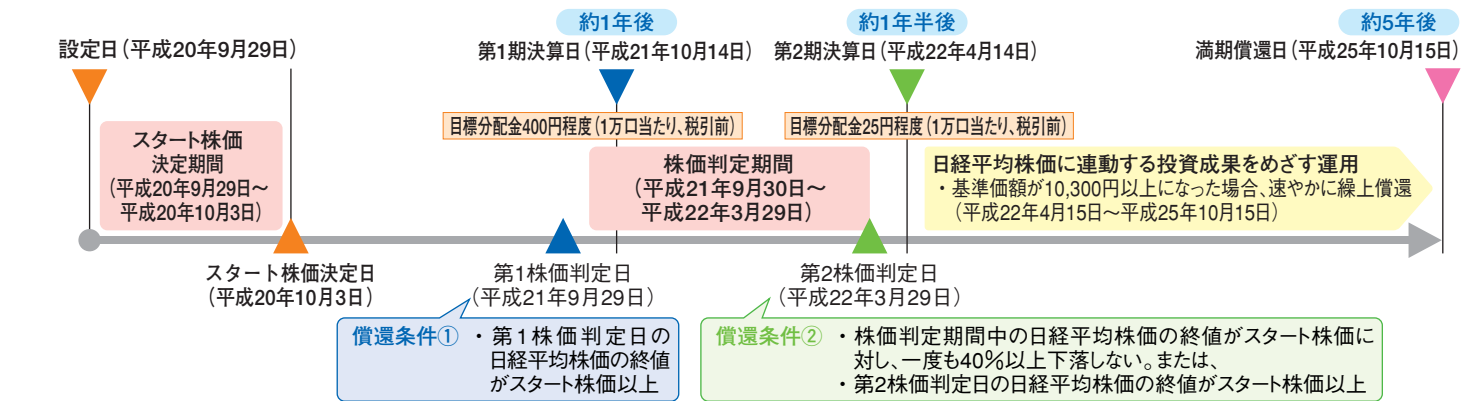
上記にかかわらず、平成20年10月14日から平成22年3月29日までの期間は次の事由がある場合に限り、解約が可能です。（買取はできません。）

- ・受益者が死亡したとき
- ・受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・その他上記に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

ただし、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日は解約できません。

（解約価額）解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
（支払開始日）原則として、解約請求受付日から起算して7営業日以降

ファンドのスケジュール



*表示されている目標配分金は、現時点において目標としている運用成果です。したがって、将来の運用成果等を保証するものではありません。目標配分金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。

*繰上償還する場合には、新聞公告等でお知らせいたします。

当ファンドの主なリスク

（詳細は投資信託説明書（交付目論見書）（3【投資リスク】）でご確認ください。）

＜平成22年4月14日までの期間におけるリスク＞

当ファンドは、主に日経平均株価（日経225）の変動により償還額が変化する特定のユーロ円債を投資対象としておりますので、以下の要因等による基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を可能な限り高位に組み入れ、当該ユーロ円債の償還まで保有しますので、分散投資効果が得られないことから、当該ユーロ円債が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。

①**市場リスク（価格変動リスク）**…日経平均株価（日経225）の変動（下落）（日々連動するものではありません。）または予想変動率の変化（上昇）および市場金利の変動（上昇）等の影響により組入ユーロ円債の価格が下落すること

②**信用リスク**…組入ユーロ円債の発行者の倒産や財務状況の悪化またはそれが予想された場合もしくは外部評価の悪化があった場合等に組入ユーロ円債の価格の下落や価値がなくなること、利払いや償還金の支払いが滞る等の債務不履行が生じること等の影響により組入ユーロ円債の価格が下落すること

③**流動性リスク**…組入ユーロ円債を売却あるいは取得する際に市場に十分な需給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となること

【ファンドの償還価額に関する留意事項】

発行体の信用状況等により当該ユーロ円債をすべて途中売却し当ファンドを償還する場合は、当該ユーロ円債の時価が大幅に下落し大きな売却損が発生し、投資元金を大きく割り込むことがあります。

【流動性に関する留意事項】

当該ユーロ円債は、特殊な償還条件等が付されていることから、取引に応じる業者が限定されるなど流動性が極めて低いため、一部解約等に伴う売却等を行う場合には、大きな流動性リスクを伴い、繰上償還条件を満たした繰上償還の場合以外での換金等においては、元本が確保されず投資元金を割り込む可能性が高くなります。

【日経平均株価（日経225）の算出・発表の停止等に関する留意事項】

スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間中に、何らかの事情により日経平均株価（日経225）の算出・発表が停止となった場合等には、組入ユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間を変更することや、組入ユーロ円債の計算代理人（引受第一種金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

【日経平均株価（日経225）の変動に関する留意事項】

日経平均株価（日経225）は政治経済情勢、日経平均株価（日経225）の構成銘柄株式の発行企業の業績、日経平均株価（日経225）の構成銘柄の変更、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、債券価格が下落してファンドの基準価額が下落し、その場合に損失を被り投資元金を割り込むことがあります。

＜平成22年4月15日以降におけるリスク＞

当該期間において、当ファンドは、主に株式・有価証券指数等先物取引等を実質的な投資対象としますので、以下の要因等による基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

①**市場リスク（価格変動リスク）**…日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざしていることから、株式（先物取引）市場の相場変動（下落）により組入株式（先物取引）の価格が下落することおよび日経平均株価（日経225）が下落すること

②**信用リスク**…有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化またはそれが予想された場合もしくは外部評価の悪化があった場合等に組入有価証券等の価格の下落や価値がなくなること、利払いや償還金の支払いが滞る等の債務不履行が生じること等の影響により組入有価証券等の価格が下落すること

③**流動性リスク**…有価証券等を売却あるいは取得する際に市場に十分な需給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となること

【ファンドの償還価額に関する留意事項】

基準価額が10,300円以上となった場合、可能な限り速やかに償還しますが、この水準は償還を決定するための水準であり、株式の売却コストや市況動向等によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあるため、当ファンドの償還価額が10,300円を上回ることを示唆・保証するものではありません。

【カイ離に関する留意事項】

当該期間において、当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、以下の要因等によりカイ離を生じることがあります。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること。

当資料に関するご注意事項

- 当資料は、三菱UFJ投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

条件付株価参照ファンド08-09／20型
(愛称:プリミエロ3／20型)



※「プリミエロ」(primiero)とは、イタリア語で「最初の」を意味することばです。

当ファンドにおける元本確保とは、所定の条件（本資料P3－4の償還条件①、償還条件②をご参照ください。）に該当する場合に、繰上償還時点で元本を確保する仕組みを現時点においては有していることをいいます。したがって、**償還条件①および償還条件②のいずれにも該当しない場合は、元本は確保されません。**預金等の元本保証商品とは異なり、当ファンドの場合、換金した場合や上記条件に該当することなく日経平均株価連動型のファンドとして運用を継続した場合、また、ユーロ円債の発行体の信用状況に変化があった場合等には、元本割れする可能性があります。**当ファンドは、当初約1年半の間は、換金に制限があります。詳しくは、P5をご確認ください。**

- ・投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元金保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- ・クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんので「**ご留意ください。**」
- ・投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- ・投資信託は、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。

【申込期間】平成20年9月8日(月)～平成20年9月26日(金) 【設定日】平成20年9月29日(月)

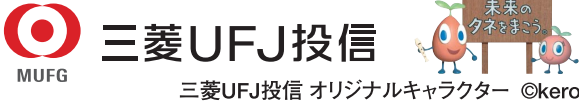
お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込みは



商号等 株式会社 足利銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号
加入協会 日本証券業協会

設定・運用は



金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会（社）投資信託協会、（社）日本証券投資顧問業協会

お客様専用フリーダイヤル **0120-151034** 受付時間／9:00～17:00
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)

ホームページアドレス **http://www.am.mufg.jp/**

条件付株価参照ファンド08-09／20型（愛称:プリミエロ3／20型）

お申込みメモ

*足利銀行でお申込みの場合

お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

- 申 込 期 間 平成20年9月8日から平成20年9月26日まで。当該期間終了後の募集は行いません。
- 申 込 単 位 10万口以上1万口単位または10万円以上1円単位
- 申 込 価 額 1口当たり1円
- 換 金 の 受 付 (平成22年4月14日まで)
原則として、換金請求受付日（平成21年1月14日から平成22年4月14日までの毎年1月、4月、7月、10月の各14日。ただし、当該日が休業日のときは、当該日の翌営業日とします。）に限り当該換金請求受付日から起算して6営業日前から当該換金請求受付日までの間に申し出ることにより換金可能となります。くわしくは、当資料P5の換金についてご確認ください。
※特別の事由がある場合、平成20年10月14日から平成22年3月29日までの期間において解約を請求することができます（買取はできません）。ただし、ロンドン証券取引所の休業日およびロンドンの銀行の休業日は解約の請求はできません。
※受付時間は、原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までです。
※換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して7営業日目に降となります。ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする場合の換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日目に降となります。
(平成22年4月15日以降)
原則として、いつでも換金の請求ができます。（受付時間は、原則、毎営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までです。）
換金代金受取日は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日目に降となります。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金請求については正午（半日営業日は午前10時）までをお願いいたします。
委託会社は、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

- 換 金 単 位 販売会社が定める単位とします。くわしくは、取扱い窓口にお問合せください。
- 換 金 価 額 (平成22年4月14日まで)
換金請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする場合の換金価額は、換金請求受付日の基準価額となります。
(平成22年4月15日以降)
換金請求受付日の基準価額
- 信 託 期 間 平成20年9月29日から平成25年10月15日まで
投資する債券の発行体の信用状況の変化、急激な市場環境の変化等により、委託会社の判断でファンドの設定を中止することがあります。また、信託約款の規定に基づき、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
- 決算および分配 原則として、年2回の決算時（平成21年10月14日以降の4月14日および10月14日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配方針に基づき分配を行います。
※ただし、第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。平成22年4月15日以降の分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

■ お客さまの負担となる費用

①申込時に直接負担いただく費用	
申込手数料	申込価額×1.575％（税抜 1.5％） 申込手数料は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
②換金時に直接負担いただく費用	
信託財産留保額	(平成22年4月14日まで) 1万口当たり50円 ただし、平成22年4月14日を換金請求受付日とする換金の場合には信託財産留保額のご負担はありません。 (平成22年4月15日以降) なし
③償還時に直接負担いただく費用	なし
④保有期間中にファンドが負担する費用（間接的に負担いただく費用）	
信託報酬	(平成20年9月29日から平成22年4月14日まで) 元本総額の年0.4515％（税抜 年0.43％） (平成22年4月15日以降) 純資産総額の年0.4515％（税抜 年0.43％） 信託報酬は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
その他の費用	上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用等を負担しております。 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込代金や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 課 税 関 係 原則として、収益分配金ならびに換金（解約）時および償還時の元本超過額に対して課税されます。
なお、個人受益者については、平成21年1月1日以降は、収益分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

委託会社（信託財産の運用の指図等） 三菱UFJ投信株式会社
受託会社（信託財産の保管・管理等） 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社（募集・換金の取扱い等） 株式会社足利銀行他
上記以外の販売会社については、表紙に記載の三菱UFJ投信の照会先でご確認いただけます。

- 当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成20年8月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。したがって、記載内容については、今後修正されることがあります。

ファンドの特色

特色
1

当初約1年半は、主に特定のユーロ円債^(注1)に投資します。

特定のユーロ円債は、日経平均株価(日経225)の値動きによって償還時期や償還額が決定される債券です。ユーロ円債は可能な限り高位に組み入れ、銘柄入替は原則として行いません。

特色
2

日経平均株価の水準によって、約1年後、または約1年半後にファンドが元本を確保して繰上償還する条件(償還条件①、②)があります。

特色
3

いずれの償還条件も満たさない場合、ファンドは投資対象を日経225マザーファンド等に切り替え、日経平均株価に連動する投資成果をめざします(平成25年10月15日まで)。

ただし、切り替え後に基準価額が10,300円以上になった場合は、速やかに繰上償還します。

*ユーロ円債は、元本を下回る水準で償還されるため、投資対象が切り替わる時点では元本割れのおそれが非常に高くなります。また、その後の基準価額は日経平均株価の下落の影響を受けて投資元金を割り込むことがあります。

特色
4

日経平均株価の水準にかかわらず、当初約1年後、および約1年半後の決算日には、原則として、目標分配金をお支払いします。

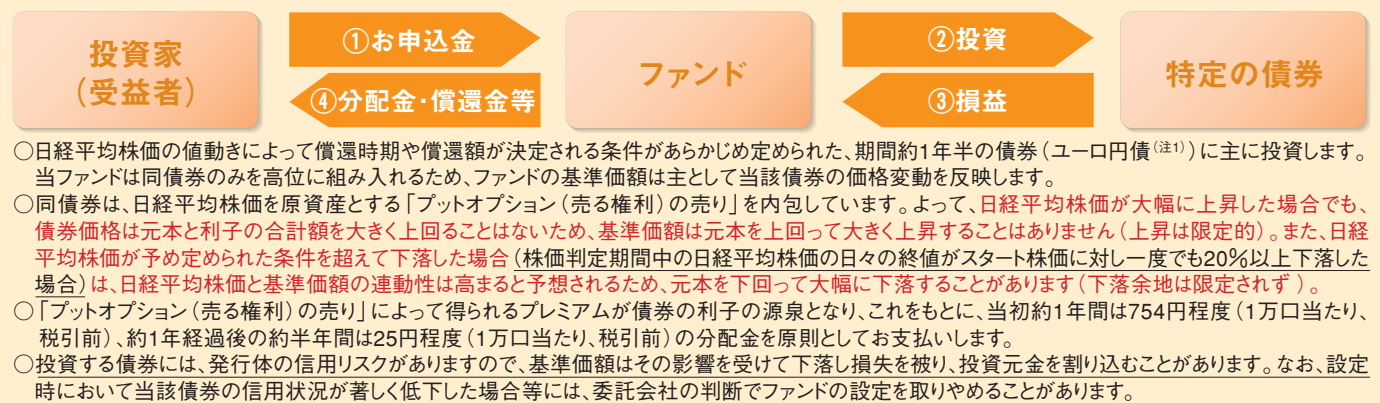
約1年半経過以降の分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、P6の「当ファンドの主なリスク」をご参照ください。

ファンドの運用の仕組み

当初約1年半の間



「プットオプション(売る権利)の売り」とは?

「プットオプション(売る権利)の売り」とは、対象となる資産の価格が一定額以上下落しない場合に利益を得ることができる取引です。ただし、プットオプションを売却した人は、対象となる資産が一定以上上昇した場合でも、プットオプションの売却価格以上の利益を得ることはできません。また、対象となる資産の価格が一定以上下落した場合は、損失を被り、その下値に限度はありません。イメージ図は投資信託説明書(交付目論見書)P8をご参照ください。

約1年半経過以降



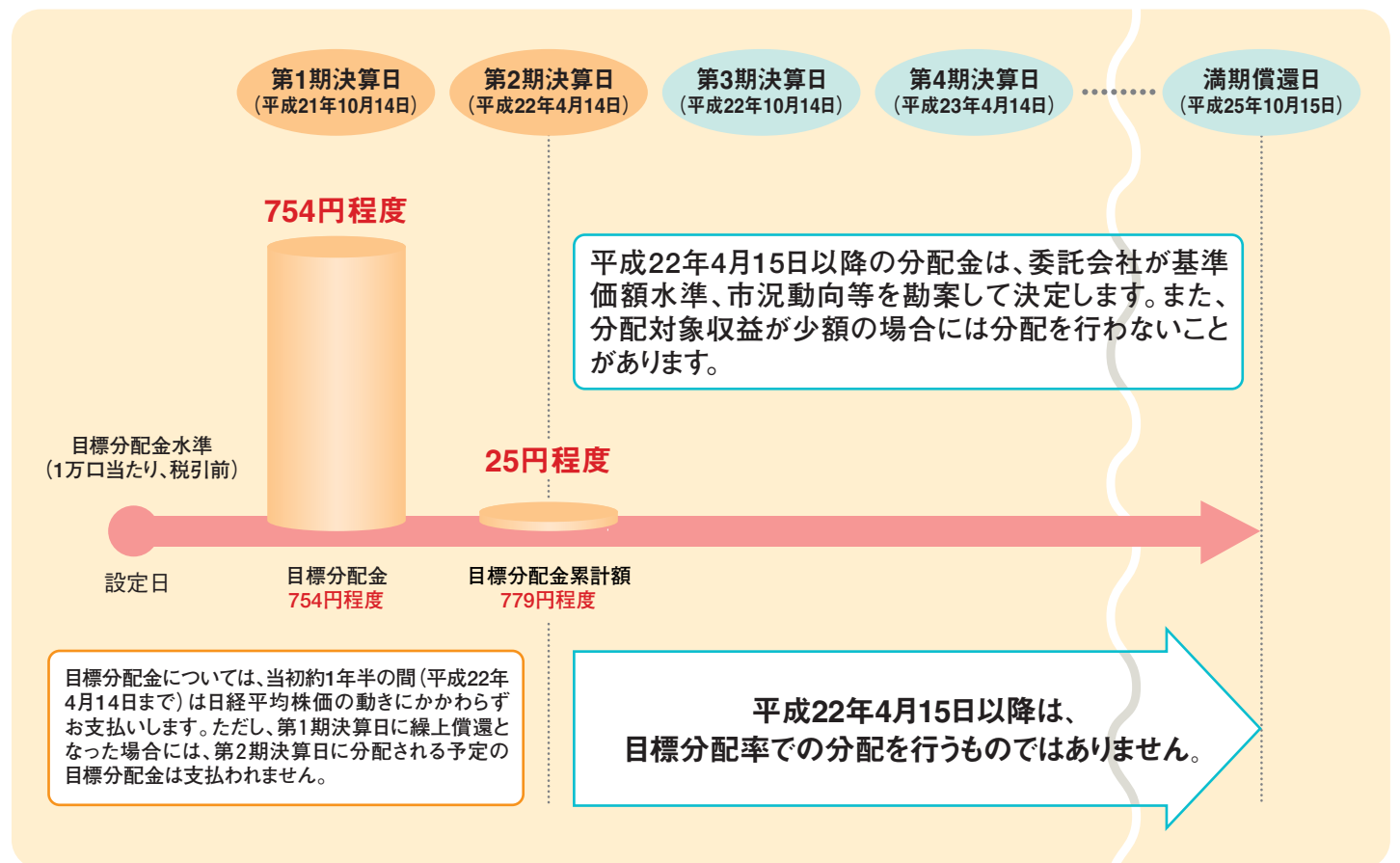
わが国の株式、日経225マザーファンドおよび有価証券指数等先物取引等を主要投資対象とし、日経平均株価(日経225)と連動する投資成果をめざして運用を行います。したがって、基準価額は株式の価格・日経平均株価の下落の影響を受けて下落し損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

[対象指数からのカイ離に関する留意事項]

当該期間において、当ファンドは、日経平均株価(日経225)の動きに連動することをめざして運用を行います。以下の要因等によりカイ離が生じることがあります。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること。

分配金について

当初約1年間は1万口当たり(税引前)754円程度(年率換算で7.2%程度)^(注2)、約1年経過以降の約半年間は1万口当たり(税引前)25円程度(年率換算で0.5%程度)^(注2)の目標分配金をお支払いします。ただし、第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。



(注2) 目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。目標分配率は、各期の分配金を年換算(小数点第2位以下を四捨五入)したものです。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

*当初約1年半の間の各決算日に分配される目標分配金は、原則として、投資した債券から受け取る利子等収益よりお支払いします。

*表示されている目標分配率および目標分配金は現時点において目標としている運用成果であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

*投資した債券の発行体の信用状況の変化等によって、分配金をお支払いできない場合もあります。

*第1期決算日または第2期決算日に繰上償還となった場合、同日の分配金は償還金の一部としてお支払いします。

(注1) 投資する特定のユーロ円債について

☆日経平均株価の変化率に応じてその償還額が決定され、かつ償還額の上限が限定されているユーロ円債です。

☆投資する債券は、フランス大手金融機関NATIXIS(ナティクス)の100%子会社である、NATIXIS Structured Products Limitedで発行されるユーロ円債で、NATIXIS(ナティクス)がその元利金の支払いを保証しています。

☆NATIXIS(ナティクス)の長期格付は、AA-格(※1)です。(平成20年8月1日現在)

☆NATIXIS(ナティクス)は、フランス国民貯蓄中央金庫グループとフランス国民銀行グループの出資によりできた世界有数の金融グループであり、企業金融、金融エンジニアリング、リファイナンス等の投資銀行業務を行っております。NATIXISグループの連結ベースの総資産は5,200億ユーロです。(平成19年12月末現在)

(※1) 当該格付は、S&P社、Moody's社のうち低い格付を表示しています。

日経平均株価とは...

日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、発表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経平均株価(日経225)に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価(日経225)の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドは、三菱UFJ投信の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディア(※2)は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価(日経225)を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

(※2) 日本経済新聞デジタルメディアは、日本経済新聞社が2007年1月1日付けで、会社分割により設立した100%子会社です。日経の電子メディア事業のほか、日経平均株価など指数の運営を引継いでいます。

ファンドが元本を確保し繰上償還する条件（ユーロ円債の償還条件） ～当初約1年半～

当初約1年半：平成20年9月29日～平成22年4月14日

■日経平均株価の水準によって、約1年後、または約1年半後に、ファンドが原則として元本確保の上、繰上償還する条件があります。

償還条件①

第1株価判定日（平成21年9月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上

または

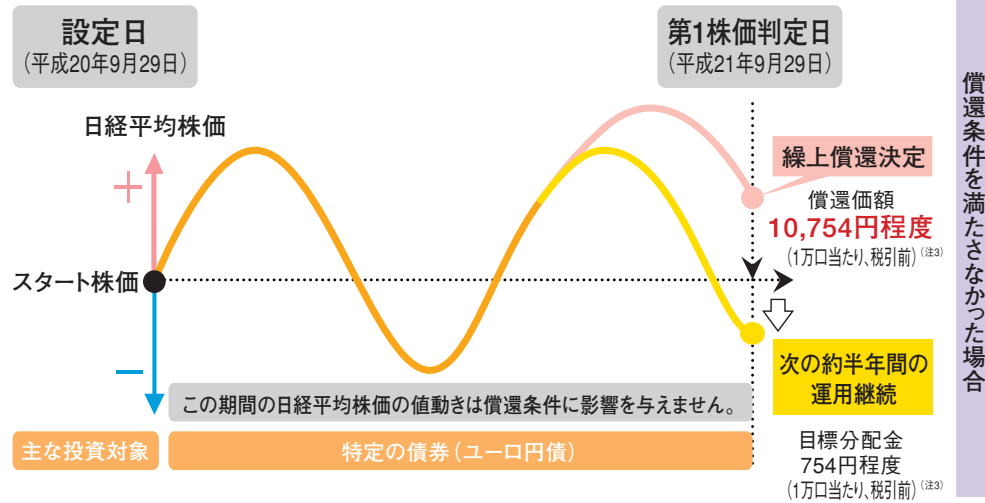
償還条件②

株価判定期間（平成21年9月30日～平成22年3月29日）中の日々の日経平均株価の終値がスタート株価に対し、一度も20%以上下落しない
または
第2株価判定日（平成22年3月29日）の日経平均株価の終値がスタート株価以上

◎上記のいずれの条件も満たさない場合、ファンドは投資対象を日経225マザーファンド等に切り替え、日経平均株価に連動する投資成果をめざします。→

償還条件①

当初約1年



*第1期決算日に繰上償還となった場合には、第2期決算日に分配される予定の目標分配金は支払われません。

用語解説

- 「スタート株価」
平成20年9月29日から平成20年10月3日までの5営業日の日経平均株価の終値（銭単位）の平均値（銭単位以下切捨て）。
- 「エンド株価」
平成22年3月29日（第2株価判定日）の日経平均株価の終値。
約1年半後までに繰上償還されなかった場合に、日経平均株価と連動する投資成果をめざす運用に移行する際の計算基準のひとつになります。

（注3）償還価額および目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。なお、表示されている償還価額および目標分配金は、現時点において目標としている運用成果です。したがって、将来の運用成果等を保証するものではありません。

○日経平均株価が上昇した場合でも、ユーロ円債の価格の上昇による基準価額の上昇は限定的で、元本を大きく上回ることはありません。○日経平均株価が下落した場合、ユーロ円債が元本を確保して繰上償還される可能性が低下し、ユーロ円債の価格が下落する結果、基準価額は下落余地が限定されず、元本を下回って大幅に下落することがあります。○株価判定期間（平成21年9月30日～平成22年3月29日）中に日経平均株価の終値が一度でもスタート株価に対して20%以上下落した場合、日経平均株価と基準価額の連動性が高まること予想されますので、日経平均株価の下落の影響を直接的に受け、基準価額が大幅に下落することがあります。○基準価額は日経平均株価の予想変動率の変化や市場金利の変動等、日経平均株価の動き以外の要因によっても影響を受けます。○当初約1年半の間は、換金に制限があります。くわしくは、P5の「換金について」をご確認ください。

*当資料中の各図は、当ファンドの仕組みをご理解いただくためのイメージ図です。したがって実際の運用成果を示唆・保証するものではありません。

日経225マザーファンド等での運用 ～約1年半経過後～

約1年半経過後：平成22年4月15日～平成25年10月15日

- 日経平均株価に連動する投資成果をめざし、主に日経225マザーファンド等に投資する運用が満期償還時（平成25年10月15日）まで継続されます。
- 基準価額が10,300円以上になった場合は、ファンドを速やかに繰上償還します。（基準価額、償還価額が10,300円以上となることを示唆・保証するものではありません。）

◎基準価額は日経平均株価の下落の影響を受けて、投資元金を割り込むことがあります。

運用開始後約1年半の間で繰上償還しない場合は、約1年半後は元本が確保されません。下記の計算式で計算される基準価額^(注4)にて日経平均株価連動型のファンドへ移行します。

$$\text{基準価額} = 10,000\text{円} \times \frac{\text{エンド株価}}{\text{スタート株価}}$$

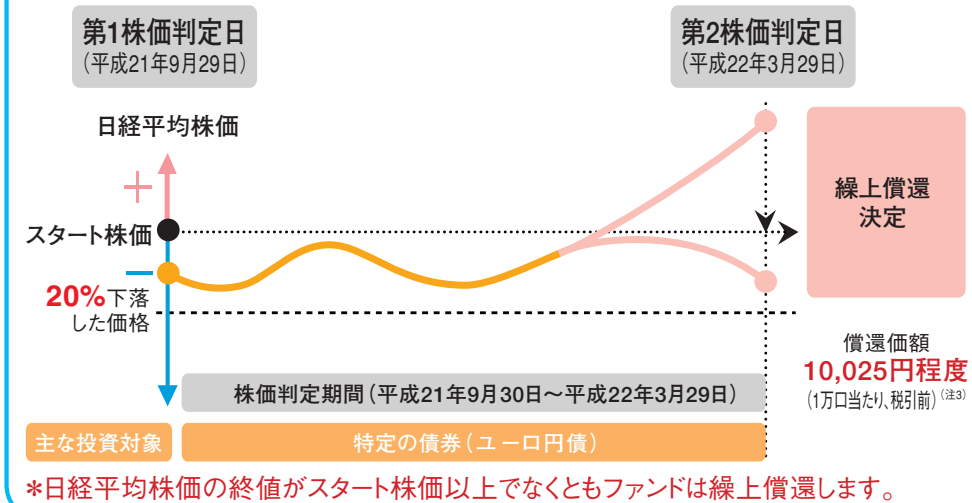
平成22年4月14日の（目安）

（注4）移行時（平成22年4月14日）の基準価額は上記の計算式が目安となりますが、エンド株価がスタート株価を下回っているため元本割れのおそれが非常に高くなります。

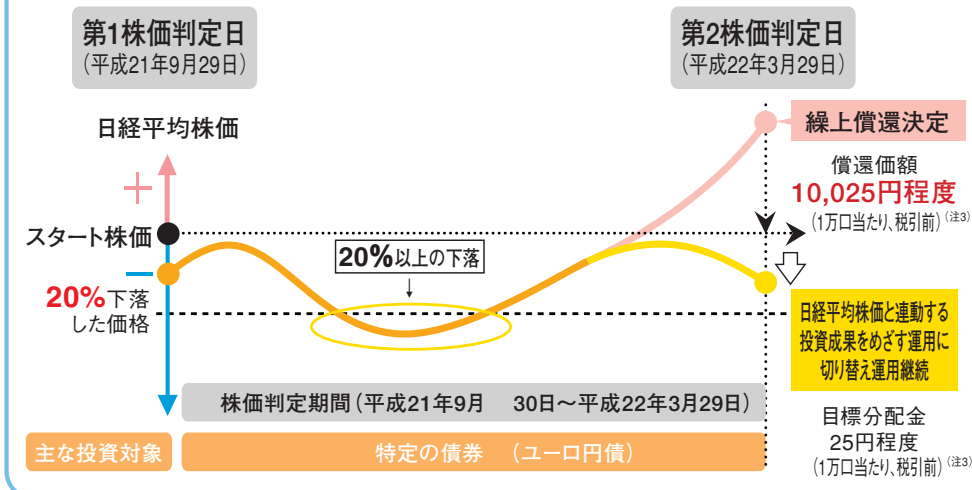
償還条件②

当初約1年～1年半

日経平均株価が20%以上下落しなかった場合

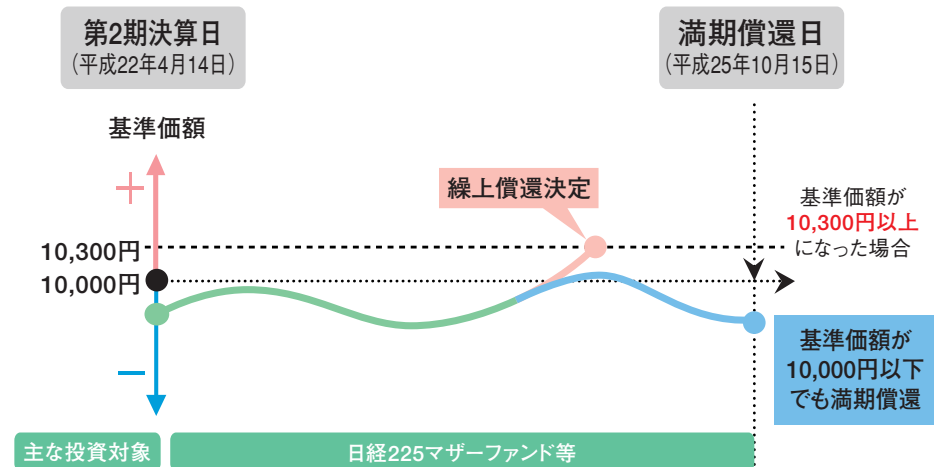


日経平均株価が20%以上下落した場合



償還条件を満たさなかった場合

約1年半以降～償還



運用期間中の基準価額は、日経平均株価の動きに必ずしも連動しません。このため、日経平均株価の変動率と基準価額の変動率は異なります。市況動向および資金動向等により、記載した内容の運用が行えない場合があります。

換金について

当ファンドは、次のような換金に関する制限がありますので、十分ご留意ください。

①換金可能日

- 当初約1年半（ユーロ円債での運用期間：平成20年9月29日～平成22年4月14日）は換金請求ができる時期に制限があります。この期間は換金請求受付日に限り換金が可能です。換金請求受付日に換金を行う場合は、換金請求期間（当該換金請求受付日から起算して6営業日前から当該換金請求受付日まで）に申し出るものとします。ただし、株価判定日に繰上償還することを決定した場合は、換金の実行の請求は受け付けません。

中途換金の申込受付期間

換金請求期間		換金請求受付日	換金代金受取日
平成21年 1月 6日（火）	～ 平成21年 1月14日（水）	平成21年 1月14日（水）	平成21年 1月22日（木）
平成21年 4月 7日（火）	～ 平成21年 4月14日（火）	平成21年 4月14日（火）	平成21年 4月22日（水）
平成21年 7月 7日（火）	～ 平成21年 7月14日（火）	平成21年 7月14日（火）	平成21年 7月23日（木）
平成21年10月 6日（火）	～ 平成21年10月14日（水）	平成21年10月14日（水）	平成21年10月22日（木）
平成22年 1月 6日（水）	～ 平成22年 1月14日（木）	平成22年 1月14日（木）	平成22年 1月22日（金）
平成22年 4月 7日（水）	～ 平成22年 4月14日（水）	平成22年 4月14日（水）	平成22年 4月19日（月）

なお、換金請求期間の受付は、土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く営業日となります。

- 約1年半経過以降（平成22年4月15日以降）は、原則として、いつでも換金が可能です。

②換金価額

- 当初約1年半 → 換金請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額（1万口当たり50円）
※ただし、平成22年4月14日に換金する場合の換金価額は、換金請求受付日の基準価額となります。
- 約1年半経過以降 → 換金請求受付日の基準価額

③支払開始日

- 当初約1年半 → 原則として、換金請求受付日から起算して7営業日以降
※ただし、平成22年4月14日に換金する場合は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日以降となります。
- 約1年半経過以降 → 原則として、換金請求受付日から起算して4営業日以降

④ご留意いただきたいこと

お客さまが換金される場合は、元本の確保はなく、ファンドの基準価額に基づく換金価額で払い戻されます。ファンドの基準価額は、日経平均株価の値動きや発行体の信用リスク等により日々変動しますので、損失を被り投資元金を割り込むことがあります。

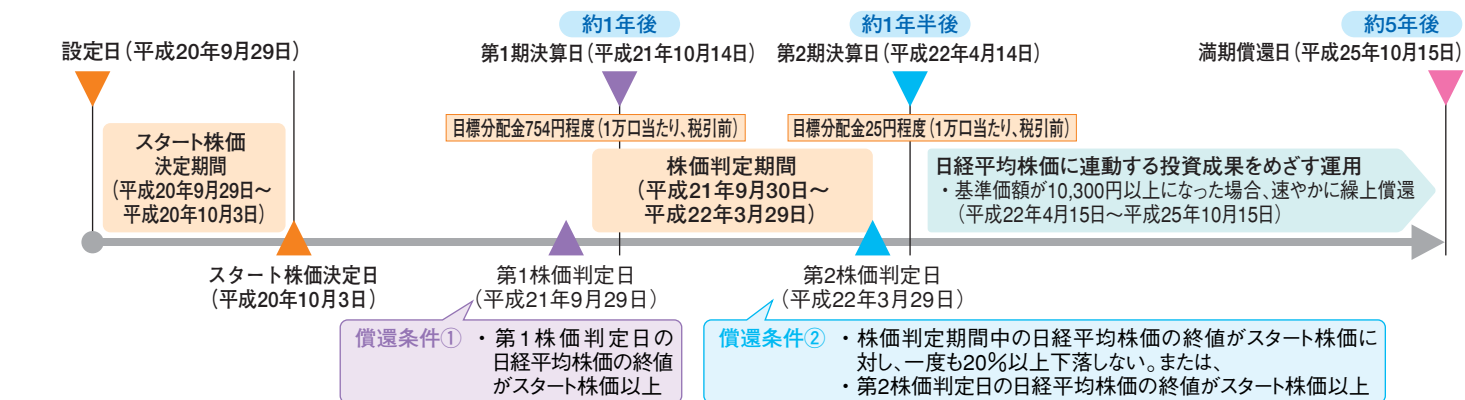
上記にかかわらず、平成20年10月14日から平成22年3月29日までの期間は次の事由がある場合に限り、解約が可能です。（買取はできません。）

- ・受益者が死亡したとき
- ・受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・その他上記に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

ただし、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日は解約できません。

（解約価額）解約請求受付日の翌営業日の基準価額－信託財産留保額
（支払開始日）原則として、解約請求受付日から起算して7営業日以降

ファンドのスケジュール



*表示されている目標分配金は、現時点において目標としている運用成果です。したがって、将来の運用成果等を保証するものではありません。目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。
*繰上償還する場合には、新聞公告等でお知らせいたします。

当ファンドの主なリスク

（詳細は投資信託説明書（交付目論見書）（3【投資リスク】）でご確認ください。）

＜平成22年4月14日までの期間におけるリスク＞

当ファンドは、主に日経平均株価（日経225）の変動により償還額が変化する特定のユーロ円債を投資対象としておりますので、以下の要因等による基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を可能な限り高位に組み入れ、当該ユーロ円債の償還まで保有しますので、分散投資効果が得られないことから、当該ユーロ円債が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。

- ①**市場リスク（価格変動リスク）**…日経平均株価（日経225）の変動（下落）（日々連動するものではありません。）または予想変動率の変化（上昇）および市場金利の変動（上昇）等の影響により組入ユーロ円債の価格が下落すること
- ②**信用リスク**…組入ユーロ円債の発行者の倒産や財務状況の悪化またはそれが予想された場合もしくは外部評価の悪化があった場合等に組入ユーロ円債の価格の下落や価値がなくなること、利払いや償還金の支払いが滞る等の債務不履行が生じること等の影響により組入ユーロ円債の価格が下落すること
- ③**流動性リスク**…組入ユーロ円債を売却あるいは取得する際に市場に十分な需給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となること

【ファンドの償還価額に関する留意事項】

発行体の信用状況等により当該ユーロ円債をすべて途中売却し当ファンドを償還する場合は、当該ユーロ円債の時価が大幅に下落し大きな売却損が発生し、投資元金を大きく割り込むことがあります。

【流動性に関する留意事項】

当該ユーロ円債は、特殊な償還条件等が付されていることから、取引に応じる業者が限定されるなど流動性が極めて低いため、一部解約等に伴う売却等を行う場合には、大きな流動性リスクを伴い、繰上償還条件を満たした繰上償還の場合以外での換金等においては、元本が確保されず投資元金を割り込む可能性が高くなります。

【日経平均株価（日経225）の算出・発表の停止等に関する留意事項】

スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間中に、何らかの事情により日経平均株価（日経225）の算出・発表が停止となった場合等には、組入ユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間を変更することや、組入ユーロ円債の計算代理人（引受第一種金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。

【日経平均株価（日経225）の変動に関する留意事項】

日経平均株価（日経225）は政治経済情勢、日経平均株価（日経225）の構成銘柄株式の発行企業の業績、日経平均株価（日経225）の構成銘柄の変更、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、債券価格が下落してファンドの基準価額が下落し、その場合に損失を被り投資元金を割り込むことがあります。

＜平成22年4月15日以降におけるリスク＞

当該期間において、当ファンドは、主に株式・有価証券指数等先物取引等を実質的な投資対象としますので、以下の要因等による基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

- ①**市場リスク（価格変動リスク）**…日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をめざしていることから、株式（先物取引）市場の相場変動（下落）により組入株式（先物取引）の価格が下落することおよび日経平均株価（日経225）が下落すること
- ②**信用リスク**…有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化またはそれが予想された場合もしくは外部評価の悪化があった場合等に組入有価証券等の価格の下落や価値がなくなること、利払いや償還金の支払いが滞る等の債務不履行が生じること等の影響により組入有価証券等の価格が下落すること
- ③**流動性リスク**…有価証券等を売却あるいは取得する際に市場に十分な需給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となること

【ファンドの償還価額に関する留意事項】

基準価額が10,300円以上となった場合、可能な限り速やかに償還しますが、この水準は償還を決定するための水準であり、株式の売却コストや市況動向等によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあるため、当ファンドの償還価額が10,300円を上回ることを示唆・保証するものではありません。

【カイ離に関する留意事項】

当該期間において、当ファンドは、日経平均株価（日経225）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、以下の要因等によりカイ離を生じることがあります。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること。

当資料に関するご注意事項

- 当資料は、三菱UFJ投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。